

消費税率10%へのさらなる増税の中止を求める意見書

政府は2014年4月1日、「増税中止」を求める国民の声に背を向け、消費税率8%への大増税を強行した。

消費税が増税されて以降、まちの中小の商店は増税の影響を何とか切り抜けようと懸命であるが、政府発表の各種調査結果は小売店の販売額や家計支出額が軒並み減少し、深刻な景気悪化が起こっていることを示している。

原則としてあらゆる商品の販売やサービスの提供に課税される新たな消費税の増税は、暮らしに打撃を与え、消費を冷え込ませ、売り上げを減少させる。食料品など生活必需品にも課税されるため、低所得者ほど負担が重くなる逆進性は深刻である。

一部の大企業が増税分を値上げに転嫁し、もうけを回復しても、国民の所得が増税に見合って伸びなければ、暮らしはよくなる。アベノミクスで円安が進み、物価は上昇し、経済の好循環が言われているが、大企業のもうけがふえても労働者の収入はふえていない。三鷹市においても市民生活、地域商工業に対する影響は深刻である。

物価の上昇と収入の伸び悩みにさらなる消費税増税が加われば、暮らしは悪化する。「読売新聞社」の世論調査でも、再増税反対は66%になっている。

政府は年内にも10%への増税を決めようとしているがとんでもない。消費税増税法附則第18条第3項に基づけば、消費税増税を中止することができる。

国民の消費購買力を高め、地域経済を活性化させ、内需主導に転換すること、国民の懐を直接温めてこそ本格的な景気回復が実現する。

よって、本市議会は、政府に対し、消費税のさらなる増税を撤回し、10%への引き上げ中止を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明